

保育所等入所に関する調査表・確認書

◆ 希望施設に入所できなかった場合 ※いずれか1か所に☑してください。

☐	認可外保育施設・一時預かりなどを利用して仕事を開始する(すでに利用している方を含む)		
	利用施設名()利用開始期日(年 月 日～)		
☐	家庭で保育する	☐	その他(詳細:)

◆ 育児休業明けでの申請となる方 ※いずれか1か所に☑してください。

どちらを選択しても、入所できなかった場合の育児休業給付金の支給期間延長可否は、公職安定所(ハローワーク)の判断となります。詳細は公職安定所(ハローワーク)等にお問い合わせください。

☐	直ちに復職を希望する ※入所決定となった場合、入所月の月末までに復職する必要があります。
☐	希望保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容する ※利用調整で大幅に減点されます。 ※希望する保育所等の定員に空きがある場合は入所決定となるため入所保留通知は発行されません。

◆ 2人以上同時に利用希望される方 ※いずれか1か所に☑してください。

保育所等の空き状況により同時に同じ保育所等での利用開始が難しい場合

☐	① 2人同時期に同じ保育所等のみを希望する
☐	② 2人同時期ならば別々の保育所等でも希望する。希望園順位を優先する※1
☐	③ 2人同時期ならば、希望園順位が低くても同じ保育所等を希望する※1
☐	④ 1人でも利用を希望する。優先児童あり(児童氏名:)※2
☐	⑤ 1人でも利用を希望する。優先児童なし※2

※1 ①の条件で調整したうえで、②または③の調整をします。

※2 ①～③の条件で調整したうえで、④または⑤の調整をします。

◆ 児童の祖父・祖母の状況について ※不明の場合はその旨記入してください。

		同居・別居	氏名・生年月日	職業・健康状況	住所
父方	祖父	同居・別居			
	祖母	同居・別居			
母方	祖父	同居・別居			
	祖母	同居・別居			

◆ 市外からお申込みされる方 ※該当する箇所に☑とカッコ内に記入をしてください。

香取市外から内の保育施設に申込みする場合、原則以下いずれかに該当することが条件となります。

☐	保護者の勤務先が香取市内	☐	父	☐	母
☐	里帰り出産	出産予定日: (年 月 日)			
		里帰り先実家 (母方 ・ 父方 その他)			
☐	転入予定 ※入所希望月の前月末までに香取市へ住所異動する必要があります。	転入先住所: (香取市)			
		該当に○: (購入 ・ 賃貸 ・ 実家)			
		転入予定日: (年 月 日)			
※賃貸借契約書・売買契約書等の写しを添付してください。実家の場合は不要です。					

※裏面へ続きます

※下記の内容を確認の上、保護者氏名欄に署名をお願いします。

1	申込みの内容に虚偽があった場合は、入所内定および決定を取り消します。就労証明書を就労先事業者等に無断で作成又は改変を行った場合も同様です。
2	保育所等入所に関する調査表にて「育休明けでの申請となる方」で、「希望保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容する」を選択した方は、大幅に指数を減点して入所選考します。ただし、希望する保育所の定員に空きがある場合は入所決定となるため、「入所保留通知書」は発行されません。
3	保育料は1か月単位です(日割りはできません)。月途中の退園であっても、保育料は1か月分となります。
4	保育料決定に必要な税資料の提出が期限までになかった場合、保育料は暫定的に最高額で決定となることがあります。
5	内定した園をやむを得ない理由なく辞退する場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
6	申込み時の保護者の保育を必要とする事由に変更があった場合や、申込み時に比べ勤務時間・日数が減った場合には、再申込み(再選考)となることがあります。再選考の結果、退園となる可能性があります。
7	育児休業中の方は、入所される月の末日までに育児休業から復帰してください。就労証明書にて職場復帰が確認できない場合、または入所申込み時の勤務日数および勤務時間と同等以上の就労が確認できない場合は、原則退園となります。
8	求職要件の場合は、求職活動開始後3か月以内に月48時間以上の就労を開始する必要があります。求職活動開始後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は、原則、退所となります。(市外からのお申込みについては、求職活動中はご利用できません)
9	市外へ転出の場合は、転出された月末をもって退所となります。ただし、香取市内で保護者が勤務している等の条件を満たす場合はこの限りではありません。
10	月48時間以上120時間未満の就労、介護及び就学・求職活動・育児休業の方の保育時間は、原則、短時間保育でのお預かりとなります。また、月48時間未満の就労は求職活動での認定となります。(市外からのお申込みについては、No.13をご確認ください。)
11	入所直後は集団生活に無理なく慣れるように、お子様に合わせて短い時間から保育を行い、徐々に通常の保育時間になります。この準備保育期間は園や状況により異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。
12	転入予定の方は、香取市民と同様の方法で入所申込みをすることが出来ます。ただし、入所前月の末日までに香取市への転入手続きをする必要があります。
13	市外にお住まいの方は、①転入予定の場合、②香取市内で保護者が勤務している場合、③香取市内に保護者の実家があり里帰り出産をされる場合のみ入所申込みすることができます。転入予定の場合を除き、お住まいの市区町村を通しての手続きとなります。
14	入所する児童にアレルギーがある場合は、入所申込の際に必ずお申し出ください。
15	市外の園を希望される方は、申込み締め切りや必要な書類が異なります。
16	入所前説明会については、公立保育所は実施していません。気になる点がありましたら入所申込の面接時にご質問ください。私立保育園・こども園に関しては、施設により異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

上記内容について同意します。

年 月 日 保護者氏名

保護者氏名